

令和7年度郡山市農業委員会公示第1号

公 示

下記農地は農地法第32条第1項第2号又は第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和7年12月5日

郡山市農業委員会 会長 佐久間 俊一

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (m ²)	農地に関する 権利の種類	農地法第32 条又は第33 条の該当条 項等	農地の所有者 等の情報
熱海町下伊豆島字和久台52	田	1,943	所有権	農地法第33 条第1項	佐藤 喜久三
西田町三町目字馬場390-1	畠	3,447	所有権	農地法第33 条第1項	古宮 喜美

農地法第32条第1項第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第32条第1項第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に著しく劣っていると認められる農地

農地法第33条第1項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示は、農地法第32条第1項第1号、第2号及び同法第33条第1項の農地について、当該農地について同法第32条第2項及び第3項（これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

- (1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）
(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積
- 4 また、この公示のあった日から起算して 2 月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第 41 条に基づき農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第 32 条第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。
- 5 当該農用地等については、県が事業実施主体となって農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業をいう。）を行うことがある。機構関連事業の主な内容及び留意事項は以下のとおり。
- (1) 機構関連事業の対象となる農用地等の全てについて、農地中間管理機構の借受契約（農地中間管理権）の設定期間が、機構関連事業の事業計画の公告日から「15 年間以上から 40 年間以下」であること。
 - (2) 機構関連事業は、農地区画整備（これに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を含。）農業用排水施設、農道及び暗渠等の整備を行う基盤整備事業である。
 - (3) 事業実施区域については、県が市町村、地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
 - (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外は、農地中間管理権の存続期間が満了し、除外要件等を満たす場合に限り可能となる。
 - (5) 所有者が農地中間管理権を解除した場合等には、特別徴収金（工事に要した費用の全部）を徴収される。